

車体の形状	構造要件	留意事項
交通事故調査用緊急車	交通事故調査分析センターが、道路交通法第108条の14に定める事業遂行のための事故例調査に使用する自動車であって、保安基準第49条の規定に適合する警光灯及びサイレンを有するものをいう。	・道路交通法施行令第13条に基づき、公安委員会から緊急自動車として指定されていること又は指定申請済みであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。